

令和5年（2023年）5月

新型コロナウイルス感染症軽快報告書について

東海市教育委員会

新型コロナウイルス感染症が軽快し、登校する際には、下記を御確認の上、裏面の「新型コロナウイルス感染症軽快報告書用紙」を保護者の方が記入（医療機関による記入は不要）して、学級担任へ提出してください。

全ての児童生徒の健康と安全のため、御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 新型コロナウイルス感染症と診断された場合

学校保健安全法の規定に基づき「出席停止」となります。

「出席停止」となった期間は、「登校すべき日数」には入りません（欠席には数えません）。

2 出席停止期間の基準・数え方

「発症した次の日から5日を経過し、かつ、症状が軽快した次の日まで」が基準とされていますので、それを目安に、学校を休んで回復に努めてください。

【早見表】

発症 軽快	発症 0日目	発症 1日目	発症 2日目	発症 3日目	発症 4日目	発症 5日目	発症 6日目	発症 7日目	発症 8日目
1日目に軽快	発症	軽快	症状が 軽快後 1日				登校可		
2日目に軽快	発症	発症	軽快	症状が 軽快後 1日			登校可		
3日目に軽快	発症	発症	発症	軽快	症状が 軽快後 1日		登校可		
4日目に軽快	発症	発症	発症	発症	軽快	症状が 軽快後 1日	登校可		
5日目に軽快	発症	発症	発症	発症	発症	軽快	症状が 軽快後 1日	登校可	
6日目に軽快	発症	発症	発症	発症	発症	発症	軽快	症状が 軽快後 1日	登校可

発症 軽快	発症 0 日目	発症 1 日目	発症 2 日目	発症 3 日目	発症 4 日目	発症 5 日目	発症 6 日目	発症 7 日目	発症 8 日目
無症状 の場合	検査日	無症状	無症状	無症状	無症状	無症状	登校可		

※ 1) 発症した日・症状が軽快した日を 0 日目とし、それぞれ翌日からの日数を数えます（そのため最短でも 5 日は登校できないことになります）。

※ 2) 「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せず解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

※ 3) 無症状の感染の場合の出席停止期間は、検査をした日から 5 日を経過するまでが基準とされています。

3 学校への登校を再開するとき

裏面の「新型コロナウイルス感染症軽快報告書」を保護者が記入（医療機関による記入は不要）して、担任へ提出してください。

※ 文部科学省からの通知におきまして、出席停止解除後、発症から 10 日を経過するまでは、マスクの着用が推奨されています。

4 その他

(1) 同居家族に高齢者や基礎疾患がある方がいるなどの事情等により、感染が不安で欠席する場合は、出席停止となります。

(2) 濃厚接触者の特定は行われなくなるため、同居の家族が感染しても、本人の感染が確認されていない場合は、直ちに出席停止とはなりません。

----- 切り取り線 -----

新型コロナウイルス感染症軽快報告書

東海市立 _____ 学校長様

_____ 年 _____ 組 _____ 番 氏名 _____ 保護者氏名

出席停止理由（病名） _____ 新型コロナウイルス感染症

出席停止期間 _____ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ～ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

_____（発症日 _____ 年 _____ 月 _____ 日／軽快日 _____ 年 _____ 月 _____ 日）

医療機関名 _____ 提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※医療機関による記入は不要です